



オーストラリアでの滞在を続ける

永住ビザ保有者

PR（永住）ビザ保有者はオーストラリアに無期限滞在することができますが、オーストラリアから出国して再入国する予定の方は、自身の永住ビザの渡航有効期間（通常は5年間）を確認する必要があります。

確認は以下の方法で行えます：

- [VEVO](#) サービスを利用する、もしくは
- 自身の [Immi アカウント](#) 上でビザ条件にアクセスする。

永住ビザの渡航許可が失効した状態で一時滞在ビザを取得してオーストラリアに入国すると、自身に不都合が生じてしまいます。詳細は [「レジデントリターン・ビザについて」](#) の項で確認してください。

一時滞在ビザ保有者

訪問ビザまたは ETA（電子渡航許可）保有者

オーストラリアの移民法の下では、訪問ビザまたは ETA を延長することはできません。当該ビザの保有者は、現在のビザが失効する前に新しいビザを申請しなければなりません。

自らのビザに「No Further Stay [滞在延長不可]」という条件が適用されている方は、新しいビザを申請できるようにするために、このビザ条件の無効化を申請する必要があります。

予定していた通りにオーストラリアを出国できない場合は、許可されている滞在期間やビザの有効期限日、ビザ条件を確認して、オーストラリアに合法的に滞在できるようにしましょう。

自身のビザについての詳細は、[VEVO](#) や [myVEVO アプリ](#)、ビザ発給通知書、または [Immi アカウント](#) で確認できます。また、ETA の有効期限やビザ条件は、当省の [Check an ETA](#) サービスで確認できます。

新しいビザを申請すると、そのビザ申請についての決定が下されるまでオーストラリアに合法的に滞在できるように、ブリッジングビザが発給される場合があります。

既にビザが失効している方は、[My visa has expired \[既にビザが失効している方\]](#) の項を確認してください。

ビザ条件

No work [就労不可] のビザ条件

訪問ビザおよび ETA の保有者は、オーストラリア国内での就労を認められていません。

ビザの滞在期間

既に発給されているビザの滞在期間を延長することはできません。認められている滞在期間が満了する時点でまだオーストラリア国内にいる場合、その時点で当該ビザは失効します。保有しているビザで認められている滞在期間内にオーストラリアを出国することができない方は、そのビザの有効期限日より前に次のビザを申請してください。

周遊クルーズでオーストラリアから出発してオーストラリアに戻るという場合、そのような渡航は、認められている滞在期間の管理上はオーストラリアを出国したとみなされません。クルーズ船の運航会社から提供された情報を確認してください。

No further stay [滞在延長不可] のビザ条件 (8503、8534、8535 を含む)

ビザ条件 8503、8534、もしくは 8535 が適用されているビザの保有者で、予定していた通りにオーストラリアから出国できない方は、この条件が無効にならない限り、オーストラリア国内では他のほとんどのビザを申請できません。当該ビザの有効期限が 4 週間未満に迫っている方については、[滞在延長不可のビザ条件を無効にするための申請](#)をすることができます。この申請が認められた方は、現在のビザが失効する前に新しいビザを申請してください。

ビザ条件 8531 (当該ビザで認められている滞在期間を超えてオーストラリアに留まることを禁ずる)

ビザ条件 8531 が適用されているビザの保有者で、予定していた通りにオーストラリアから出国することができない方は、そのビザの有効期限日より前に次のビザを申請してください。また、これに加えてビザ条件 8503 も適用されているのであれば、まずはビザ条件 8503 を無効にする申し立てをする必要があります。

当省では、渡航規制の影響で予定していた通りにオーストラリアから出国できない方がいることを理解しており、将来的なビザもしくはスポンサーシップの申請においては、この点を考慮するようにいたします。

ビザ条件 8558 (任意の 18 ヶ月の期間中に 12 ヶ月を超えてオーストラリアに滞在することを禁ずる)

ビザ条件 **8558** が適用されているビザの保有者で、予定していた通りにオーストラリアから出国することができない方は、一度に**連続 12** ヶ月間オーストラリアに滞在した場合に当該ビザが失効します。

18 ヶ月の期間中に**合計で 12** ヶ月オーストラリアに滞在している方については、当該ビザはその有効期限日まで有効な状態が維持されます。

オーストラリアを出国できるようになる前にビザの有効期限が来てしまうという方は、次のビザを申請してください。また、これに加えてビザ条件 **8503** も適用されているのであれば、まずはビザ条件 **8503** を無効にする申し立てをする必要があります。

ビザ審査手続きにおける措置

オーストラリアでの滞在を続けるために新しいビザを申請する必要がある方は、これまで同様に [Immi アカウント](#) 上でビザの選択肢を検討したり、ビザ申請を行うことができます。オンラインでのビザ申請はより早く審査されるため、当省ではビザ申請者に対して、可能な限りオンライン申請を利用するよう推奨しています。

ビザ申請の審査に関連する一部のサービスは **COVID-19** による影響を受ける可能性があり、当省が利用している様々なサービス（健康診断や個人識別情報の収集等）が利用できなくなるケースも増えてきています。申請者には、健康診断等を受けて必要な情報を提出できるよう、追加の時間が与えられます。

当省はビザ申請の審査にあたり、諸手続きに通常よりも長く時間が掛かってしまうことを考慮いたします。

これらの健康診断等を受けるための時間的な猶予を求めるために、当省にご連絡いただく必要はありません。

学生ビザ保有者

最新情報／メディアリリース

- [Boosting health and disability worker numbers during the coronavirus](#) [コロナウイルス影響期間中、医療・障害者介護分野に人材を拡充]
- [Coronavirus and temporary visa holders](#) [新型コロナウイルスと一時滞在ビザ保有者について]
- [Australia's major supermarkets will temporarily be able to offer more hours to international student employees to help keep shelves stocked](#) [豪大手スーパー各社に暫定措置として留学生従業員の就労時間増を認め、店舗の品出し作業強化へ]

- [International students ready to fill critical staff shortages in aged care](#) [高齢者介護の危機的な人材不足を留学生で補充へ]

政府は COVID-19 を原因とする様々な規制により条件項目を満たすことが妨げられた学生ビザ条件について、授業出席やオンライン学習などの面で柔軟なアプローチを取っています。

オーストラリアでの留学生活が終わりに近づいているにもかかわらずオーストラリアから出国することができない方は、訪問ビザ（サブクラス 600）を申請することができます。訪問ビザの申請は、学生ビザが失効する前に行わなければなりません。

履修コースが「Out of Session [授業期間外]」状態の留学生

履修コースが「Out of Session [授業期間外]」状態であるとみなされる学生ビザ保有者は、時間に制限なく就労することができます。なお、コースはあらかじめ定められたコース休暇期間中や、学生が予定通りに履修コースを修了した場合に「Out of Session」状態であるとみなされます。

修士課程（研究）または博士課程を履修中の留学生

修士課程（研究）または博士課程を既に履修中の学生ビザ保有者は、時間に制限なく就労することができます。

履修コースが延期された留学生

履修コースが延期された学生ビザ保有者は、2週間あたり 40 時間を超えて就労することができます。

学生ビザ保有者を対象とした、就労時間規制の一時緩和措置

以下に該当する特定の学生ビザ保有者は、オーストラリア国民のために不可欠な物品・サービスの供給を支援するために、2週間あたり 40 時間を超える時間の就労を認められています：

- 医療分野で雇用されており、医療関係のコース（例：看護や医学）を履修中で、医療衛生当局職員により COVID-19 対策に従事するよう指示されている
- 登録されたスーパーマーケットにより雇用されている（スーパーマーケットに対する一時緩和措置は、2020年5月1日で終了します）
- 高齢者介護分野で、認定事業者または連邦政府からの助成を受けている高齢者介護サービス事業者により雇用されている
- National Disability Insurance Scheme [全国障害者保険制度] の登録 事業者により雇用されている

[学生ビザ保有者を対象とした、就労時間規制の一時緩和措置](#)の項を確認してください。

学生ビザは延長できますか？

オーストラリアの移民法の下では、学生ビザを延長することはできません。

学生ビザ保有者で以下に該当する方は、新しいビザを申請しなければなりません：

- ビザの有効期限が迫っているが自国に帰国することができない方
- 履修コースを修了するためにオーストラリアでより長い時間を必要としている方

新しい学生ビザの申請は、既存の学生ビザの有効期限の **6 週間前** に行うようにしてください。学生ビザを申請する際に **COVID-19** による影響を証明する書類等を提出する必要はありません。

オーストラリアでの留学生活が終わりに近づいている方は、訪問ビザ（サブクラス **600**）を申請することができます。訪問ビザの申請は、学生ビザが失効する前に行わなければなりません。

[訪問ビザについての詳細情報。](#)

ビザ申請の審査に関連する一部のサービスは **COVID-19** による影響を受ける可能性があります。様々なサービスが利用できなくなっています。こうした影響を受けているサービスには、健康診断を行う指定医師や英語テスト施設、個人識別情報の収集業務などが含まれます。これらのサービスが利用できない状況にある間は、多くのビザ申請者がビザ要件を満たすことができません。留学生には、健康診断等を受けて必要な情報を提出できるよう、追加の時間が与えられます。

しかしながら、重要なのは、現在のビザが失効する前に新しいビザを申請することにより、ブリッジングビザが発給され、他の要件を満たしつつ合法的に滞在できるようになるという点です。

オーストラリアの就学・学習要件

内務省は学習形態に関する要件の規制を所管していません。これについては、自身が通う教育機関にお問い合わせください。

[TEQSA と ASQA からの柔軟な授業・学習形態に関する共同声明](#)を参照してください。

渡航規制を受けての例外措置については、[影響を受けている高等教育学生（大学、TAFE 等）によるオンライン学習実施に向けての全国規範要件](#)をご覧ください。

当省への報告

自国に帰国する場合や就学・学習状況が変更された場合に当省に報告する必要はありません。

あなたのビザは、新たに別のビザを申請するとき、または失効するときまで有効です。自国に帰国する場合や就学・学習を延期した場合でも、あなたのビザの滞在資格や状態は変更されずに維持されます。

経済的に困難な状況に陥っている留学生

自身のオーストラリアでの生活を維持するために、家族からの援助や、可能であればパートタイムの仕事、そして自身の貯蓄を支えとすることが推奨されています。

自身の生活を支えることができない方は、オーストラリア滞在中を通して自身の生活を支えるだけの資金にアクセスできる状態にあることがすべての学生ビザの条件項目に含まれていることを踏まえ、通常の居住国への帰国を手配するよう強く推奨されています。

オーストラリアでの滞在が 12 ヶ月を超えていて、現在経済的に困難な状況に陥っている留学生は、自らのオーストラリアのスーパーアニュエーション（退職年金）にアクセスすることが認められます。

留学教育産業では、困窮状態に陥っている留学生のためにある程度の経済支援を提供しており、政府は今後も同産業との協議を継続していきます。

Temporary Skill Shortage ビザ（サブクラス 482）もしくはは一時就労（技能者）ビザ（サブクラス 457）保有者

Temporary Skill Shortage ビザおよびサブクラス 457 ビザの保有者で、職場で一時帰休の対象となったものの解雇はされていない方のビザは有効な状態のまま維持され、事業者には通常の実務に依り当該ビザ保有者のビザを延長する機会が与えられます。

事業者は当該ビザ保有者のビザ条件や事業者の雇用義務に違反することなく、当該ビザ保有者の勤務時間を削減することができるようになります。

これらのビザ保有者で解雇されてしまい、現在失業中の方は、60 日以内に新たな雇用主を見つけるか、可能であればオーストラリアから出国する手配をしてください。

自国に帰国することができない方は有効なビザを維持し、必要に応じてオーストラリアの医療・保健上の指示・勧告に従わなければなりません。

一時滞在就労ビザの保有者で現在医療や高齢者介護、農業などの重要産業で雇用されている方も、[COVID-19 pandemic Temporary Activity \[COVID-19 パンデミック一時活動\] ビザ（サブクラス 408） Australian Government Endorsed Event（オーストラリア政府公認事業：AGEE） ストリーム・ビザ](#)の取得資格を有している場合があります。

ワーキングホリデービザ保有者

COVID-19 対応における重要産業（農業、食品加工、医療ケア、高齢者および障害者介護、または幼児保育）に就労しているワーキングホリデービザ保有者

ワーキングホリデービザは延長することができませんが、オーストラリアで3ヵ月もしくは6ヵ月の [指定労働](#) を終えた方であれば、セカンドもしくはサードワーキングホリデービザを申請することができる場合があります。

オーストラリア政府は COVID-19 対策として新たな施策を導入しました。ワーキングホリデービザ保有者で農業、医療、高齢者および障害者介護、幼児保育を含む重要産業に就労している方は、同一雇用主のもとでの就労は最大6ヵ月までに限定されるという規制の適用を除外されることとなります。

重要産業に就労しているワーキングホリデービザ保有者で、セカンドもしくはサードワーキングホリデービザの申請に必要な3ヵ月または6ヵ月の指定労働を終えておらず、自国に帰国することもできないという方は、[COVID-19 pandemic Temporary Activity ビザ（サブクラス 408） Australian Government Endorsed Event（AGEE）ストリーム・ビザ](#)を申請することができます。その際のビザ申請料は発生しません。このビザは、保有者が自国に帰国することが安全かつ合理的に可能になるときまでオーストラリアに合法的に滞在し、本人が希望するのであれば就労も継続できるようにするものです。

新しいビザの発給を受けるには、年齢制限や英語力、健康状態や人物審査を含む、当該ビザの各要件を満たしていなければなりません。

ビザ条件 8547 – 同一雇用主のもとでの就労は最大6ヵ月に限定される

ワーキングホリデービザ保有者は、オーストラリア滞在中にあらゆる種類の労働に就くことができますが、これは通常、同一の雇用主のもとでは6ヵ月までの就労に限定されています。ただし、当省が同一の雇用主のもとでの6ヵ月を超える期間にわたる就労を許可している場合は、例外となります。

ワーキングホリデービザ保有者で医療や高齢者介護または農業などの重要産業に就労している方は、例外的かつ予期しなかった状況であることを理由として、当省から同一雇用主のもとで6ヵ月を超える期間にわたり就労することを認められています。

ワーキングホリデービザ保有者が、当省から同一雇用主のもとで6ヵ月を超える期間にわたり就労することを認められるその他の状況としては、その就労が以下に該当する場合があります：

- 複数の異なる場所で行われ、ひとつの場所での就労期間が6ヵ月を超えない就労
- オーストラリア国内であれば場所を問わず、作物栽培・園芸等の農業や畜産業での就労
- オーストラリア北部でのものに限る、特定産業での就労
- 森林火災（ブッシュファイア）からの復興支援取り組みにおける就労

上記以外のものについてはいかなる状況でも、同一雇用主のもとで6ヵ月を超える期間にわたり就労するためには、[許可を申請しなければなりません](#)。

COVID-19 対応における非重要産業に就労しているワーキングホリデービザ保有者

ワーキングホリデービザは延長することができませんが、オーストラリアで3ヵ月もしくは6ヵ月の労働を終えた方であれば、セカンドもしくはサードワーキングホリデービザを申請することができる場合があります。

詳細は [指定労働条件](#) を確認してください。

ワーキングホリデービザ保有者で、COVID-19 による影響のためにセカンドもしくはサードワーキングホリデービザの申請に必要な3ヵ月または6ヵ月の指定労働を終えられずにいて、かつ重要産業に就労していない方は、自国に帰国できるようになるまで合法的に滞在できるように、別のビザを申請してください。

新しいビザの発給を受けるには、年齢制限や英語力、健康状態や人物審査を含む、当該ビザの各要件を満たしていなければなりません。

ビザ条件 8547 – 同一雇用主のもとでの就労は最大6ヵ月に限定される

ワーキングホリデービザ保有者は、オーストラリア滞在中にあらゆる種類の労働に就くことができますが、これは通常、同一の雇用主のもとでは6ヵ月までの就労に限定されています。ただし、当省が同一の雇用主のもとでの6ヵ月を超える期間にわたる就労を許可している場合は、例外となります。

ワーキングホリデービザ保有者は、その就労が以下に該当するものであれば、当省から同一雇用主のもとで6ヵ月を超える期間にわたり就労することを認められる場合があります：

- 複数の異なる場所で行われ、ひとつの場所での就労期間が6ヵ月を超えない就労
- オーストラリア国内であれば場所を問わず、作物栽培・園芸等の農業や畜産業での就労
- オーストラリア北部でのものに限る、特定産業での就労
- 森林火災（ブッシュファイア）からの復興支援取り組みにおける就労

上記以外のものについてはいかなる状況でも、同一雇用主のもとで6ヵ月を超える期間にわたり就労するためには、[許可を申請しなければなりません](#)。

季節労働者もしくは太平洋諸国労働者スキームに基づく労働者

太平洋諸国労働者スキームにおけるサブクラス 403 ビザ保有者

当該ビザ保有者とその雇用主が外務貿易省からこのスキームに参加するための公認を受けていれば、そのビザ保有者は、現在のものとは別の[太平洋諸国労働者スキームにおけるサブクラス 403 ビザ](#)を申請することができます。このビザは、本人が希望する場合もしくは自国に帰国することが可能になるまでの間、保有者がオーストラリアに合法的に滞在し、就労も継続できるようにするものです。

季節労働者プログラムにおけるサブクラス 403 ビザ保有者

このビザを延長することはできませんが、オーストラリア政府は COVID-19 対策として、重要産業に就労している方を対象とした新たな施策を導入しました。

以下の条件に該当する方は、COVID-19 の大規模感染期間中、[Temporary Activity \(サブクラス 408 Australian Government Endorsed Event \(AGEE\) ストリーム\)](#) ビザの申請資格を有している可能性があります：

- ビザの有効期限が迫っている方
- 既にビザが失効している方
- オーストラリアから出国できない方
- 医療、高齢者介護、農業などの重要産業に就労している方

このビザは、本人が希望する場合もしくは自国に帰国することが可能になるまでの間、保有者がオーストラリアに合法的に滞在し、就労も継続できるようにするものです。季節労働者プログラムおよび太平洋諸国労働者スキームを対象とした取り決めは、雇用主に関するものも含めて、新たなビザの取り決めにも引き継がれ、農業分野とのつながりが引き続き維持されることとなります。

ビザ条件 8503（滞在延期不可）および 8577（雇用主の変更）

季節労働者プログラムまたは太平洋諸国労働者スキームにおけるサブクラス 403 ビザについては、ビザ条件 8577 は、当該ビザ保有者が通常、単一のスポンサー／認定雇用主のもとでのみ就労を許可されていることを意味していますが、内務省が雇用主を変更する許可を与えている場合は例外となります。

COVID-19 の大規模感染期間中は、複数のスポンサー／認定雇用主間を行き来することが認められるようになります。複数のスポンサー／雇用主間を行き来する必要がある方については、当該ビザ保有者の雇用主が以下の政府機関に連絡しなければなりません：

- 当該ビザ保有者が季節労働者の場合は、教育・技能・雇用省
- 当該ビザ保有者が太平洋諸国労働者スキームにて就労している場合は、外務貿易省

上記の暫定措置のもとでも、雇用主にはこれまで同様に、該当するオーストラリアの労働現場関連法に従うことが義務付けられており、当該ビザ保有者は引き続き、オーストラリアの労働現場関連法の下で他のすべての従業員と同じ権利を有することとなります。

COVID-19 の大規模感染期間中の季節労働者区分でのサブクラス 403 ビザ保有者については、当該ビザにて適用されるビザ条件 8503（滞在延長不可）は自動的に無効となり、[Temporary Activity \(subclass 408 Australian Government Endorsed Event \(AGEE\) ストリーム\) ビザ](#)を申請できる状態となります。

当該ビザ保有者は、ビザ条件 8503 の無効化を申請する必要はありません。

特別カテゴリ ビザ保有者

ニュージーランドとオーストラリアは、それぞれの国民が相手国で滞在・就労できる相互協定を結んでいます。

ブリッジングビザ A、B または C の保有者

ブリッジングビザ A、B または C は、現在のビザの失効後にも、新たなビザの申請が審査されている間はオーストラリアに滞在し続けられるようにするためのものです。

就労権

当該ビザ保有者がオーストラリアでの就労を許可されているかどうかは、ブリッジングビザの条件によります。

確認は以下の方法で行えます：

- [VEVO](#) サービスを利用する、もしくは
- 自身の [Immi アカウント](#) 上でビザ条件にアクセスする。

経済的に困難な状況に陥っていて、保有しているブリッジングビザでは就労が認められていない、もしくは就労制限がある方は、就労が認められている [ブリッジングビザ A](#) を申請することができます。しかしこの場合、経済的に困難な状況に陥っていることを示す必要があります。

就労のための要件を満たしていないものの、いずれかのブリッジングビザの申請資格がある方については、当省から以前のブリッジングビザに適用されていたものと同じ条件が適用される新たなブリッジングビザが発給されます。

就労が認められる新たなブリッジングビザは、以下に該当する方には発給されません：

- 現在のブリッジングビザ A が、当該ビザ保有者が元々のビザ申請への判断に対して司法見直し手続きを申し立てたために発給されたものであるという方、または
- 既に保護ビザを申請している方

[申請方法についての情報](#)を確認してください。

有効期限が迫っているブリッジングビザ

ビザの有効期限日以降もオーストラリアに滞在することを希望する場合は、別のビザを申請しなければなりません。

ブリッジングビザ E の保有者

この一時滞在ビザは、以下の期間において保有者がオーストラリアに滞在することを可能にするものです：

- 出国を手配するまでの間
- 移住・移民関連の問題を解決するまでの間
- 移住・移民問題についての判断が下されるのを待つ間

就労権

当該ビザ保有者がオーストラリアでの就労を許可されているかどうかは、ブリッジングビザの条件によります。

確認は以下の方法で行えます：

- [VEVO](#) サービスを利用する、もしくは
- 自身の [Immi アカウント](#) 上でビザ条件にアクセスする。

有効期限が迫っているブリッジングビザ

ビザの有効期限日以降もオーストラリアに滞在することを希望する場合は、別のビザを申請しなければなりません。

Status Resolution Service [移民状況解決サービス]

[SRS \(Status Resolution Service : 移民状況解決サービス\)](#) プログラムは、一時的な支援を提供しています。

支援を受けられる可能性があるのは、以下の条件に該当する方です：

- ビザが無い状態でオーストラリアに住んでいる方

- IMA（船舶による不法入国者）で、既に有効な TPV（一時保護ビザ）もしくは SHEV（Safe Haven Enterprise Visa）を申請している方
- IMA には該当せず、既に有効な保護ビザを申請している方
- BVE（ブリッジングビザ E）保有者
- 自身の移民・移住状況を解決するための能力に影響するような著しい障害・障壁に直面している方

既にビザが失効している方

失効から 28 日以内の場合

既にビザが失効している場合、直ちに [BVE（ブリッジングビザ E）](#) を申請して、合法的に滞在できるようにする必要があります。BVE は、当該ビザ保有者がオーストラリアから出国する準備をする間、合法的に滞在できるようにする短期滞在ビザです。

オーストラリアに合法的に滞在することを希望する方は、新しいビザを申請しなければなりません。個々の状況により、新しいビザについてどのような選択肢があるのかや、合法的に滞在するためにしなければならないことが異なります。ビザがどのくらい前に失効したのかにより、オーストラリア国内にいる間に次のビザを申請する際に制限を受ける可能性があります。

ビザ申請の審査に関連する一部のサービスは COVID-19 による影響を受ける可能性があります、当省が利用している様々なサービス（健康診断や個人識別情報の収集等）が利用できなくなるケースも増えてきています。申請者には、健康診断等を受けて必要な情報を提出できるよう、追加の時間が与えられます。

失効から 28 日より長い時間が経過している場合

ビザが失効してから 28 日より長い時間が経過している方は、[SRS（移民状況解決サービス）](#) に連絡して、自身の移住・移民状況の解決に向けての支援を得てください。